

議案第 7 号

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(野田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 野田市税賦課徴収条例(昭和25年野田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第9条中「は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「して」を「する措置をとることによって」に改める。

第9条の3中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の退職手当に関する条例(昭和30年野田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「内容を」の次に「市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容を」を、「掲示する」の次に「措置をとる」を加え、「その掲示」を「当該措置を開始」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該処分の内容を当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45

年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第3条 野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和61年野田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「公示する旨」を「交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面に、「して」を「する措置をとることによって」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

第12条第3項中「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

(野田市行政手続条例の一部改正)

第4条 野田市行政手続条例(平成8年野田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削る。

第15条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

- (1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「、同項中「」に、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（」を「とき（」に、「、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「前条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条から第4条までの規定 令和8年5月21日
  - (2) 第1条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）  
附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日  
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の野田市税賦課徴収条例第9条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる条例の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達又は通知については、なお従前の例による。
  - (1) 第2条の規定による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例第12条第3項
  - (2) 第3条の規定による改正後の野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第12条第2項及び第3項
  - (3) 第4条の規定による改正後の野田市行政手続条例第15条第3項及び第4項、第16条第1項、第22条第3項並びに第29条

## 提案理由

国の公示送達デジタル化を踏まえ、本市の公示送達デジタル化を図るため、関係条例の規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例 (昭和25年野田市条例第27号) (第1条関係)

改 正 案	現 行
<p>(公示送達)</p> <p>第9条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第9条の3 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第9条 法第20条の2の規定による公示送達は、野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第9条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>

○ 野田市職員の退職手当に関する条例 (昭和30年野田市条例第2号) (第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、<u>当該処分の内容を野田市公告式条例(昭和27年野田市</u></p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、<u>その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u></p>

条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示する措置をとることをもって通知に代えることができる。この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(1) 市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該処分の内容を当該処分の内容の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

○ 野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和61年野田市条例第36号)(第3条関係)

改 正 案	現 行
<p>(公示送達) 第12条(略) 2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に<u>交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)</u>を市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。</p> <p>(1) <u>市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u></p> <p>(2) <u>インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定す</u></p>	<p>(公示送達) 第12条(略) 2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に<u>公示する旨</u>を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に<u>掲示して</u>行うものとする。</p>

<p>る自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの</p> <p>3 前項の場合、当該措置を開始した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。</p>	<p>3 前項の場合、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。</p>
---	---

○ 野田市行政手続条例（平成8年野田市条例第26号）（第4条関係）

改 正 案	現 行
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(市の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示する措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(1) 市の使用に係る電子計算機に備えら</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

れたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する前条第4項後段」と読み替えるものとする。

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 (略)

(続行期日の指定)

第22条 (略)

2 (略)

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。